

鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

鈴鹿教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第 5 号

鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会公印規則（平成 2 7 年鈴鹿市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後							
(定義)							
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。							
(1)・(2) 略							
(3) 課 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第 1 号）第 3 条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 7 号）第 3 条の表に規定する文化振興課、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課をいう。							
別表第 2（第13条関係）							
登録 番号	電子公 印管理 者	名称	寸法	印影 の色	使用区 分	電子公印を使用する文書	印影とし て使用す る公印の 登録番号
31020 －101	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	就学援 助事務 用	就学援助審査結果通知書 学校保健医療券	31010－ 1
31020 －102	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	特別支 援就学	特別支援教育就学奨励費の 支弁区分について（通知）	31010－ 1

					奨励費 事務用		
24020 －101	略	略	略	略	略	略	略
備考 略							

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 前

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 課 鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第1号）第3条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条の表に規定する地域協働課、文化振興課、文化財課、図書館、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課をいう。

別表第2（第13条関係）

登録 番号	電子公 印管理 者	名称	寸法	印影 の色	使用区 分	電子公印を使用する文書	印影とし て使用す る公印の 登録番号
31020 －101	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	就学援 助事務 用	就学援助審査結果通知書__ <u>就学援助費口座振込通知書</u> 学校保健医療券	31010－1
31020 －102	学校教 育課長	鈴鹿市教 育長印	方21	黒	特別支 援就学	特別支援教育就学奨励費の 支弁区分について（通知）	31010－1

					奨励費 事務用	特別支援教育就学奨励費振 込通知書	
24020 －101	略	略	略	略	略	略	略
<u>31010</u> －101	<u>教育総</u> <u>務課長</u>	<u>鈴鹿市教</u> <u>育長印</u>	<u>方21</u>	<u>黒</u>	<u>学校給</u> <u>食事務</u> <u>用</u>	<u>学校給食費納入通知書</u> <u>学校給食費納入通知書（変</u> <u>更）</u> <u>学校給食費督促状</u> <u>学校給食費納付催告書</u> <u>学校給食費充当通知書</u> <u>学校給食費還付通知書</u> <u>学校給食費への児童手当か</u> <u>らの支払済通知書</u>	<u>31010－4</u>
備考	略						